

今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する見解

全日本教職員連盟

全日教連は、教職員が質の高い教育を児童生徒に提供するためにも、学級編制及び教職員定数の改善は必要不可欠であると考えている。今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する検討が学校教育の充実につながる施策となるよう、全日教連は、以下のことを要望する。

1 国の学級編制の標準の今後の在り方について

見解の骨子

- 質の高い教育を提供するためにも、現行の学級編制基準を40人から30人を目標に引き下げ、少人数学級の実現を目指すこと。
- 学校の裁量権を拡大することによって、より学校や地域の実態に応じた学級編制が可能になるようにすること。

公立小・中学校の学級編制基準は義務標準法に40人と定められて約30年経ったが、その間、社会の変化に伴い、国の教育政策、教職員の勤務態様、子供や家庭、地域社会の実態等、学校現場の置かれている状況は大きく変化してきた。新学習指導要領では「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を育むために、個に応じたよりきめ細やかな指導が求められている。また、発達障害等の児童生徒には一人一人の発達段階と教育的ニーズに応じた指導が必要とされている。その他にも不登校やいじめ等の問題、家庭や地域社会との連携等、学校に求められていることは複雑化・多様化している。

このような中、40人の学級編制基準が現在の学校現場の実態に即しているのかどうかを、今後は検討しなければならない。全日教連は、過去に「教職員定数改善、学級編制に関する調査」（平成10、11年）を実施し、適正な学級編制の在り方を調査してきた。同調査によると、「1学級40人では多すぎる。1学級あたりの人数を減らすべきだ」「学年に応じて1学級当たりの人数を変える等、弾力的な編制にするべきだ」という選択肢を選んだ教職員は、全体の約95%を占めていた。（資料1参照）この結果からも分かるように、10年も前から40人学級に限界を感じていた教職員は非常に多かった。

また、同モニター調査によると「28人以上32人未満」が理想であると答えた教職員が30%と最も多かった。（図2参照）さらに、教育専門職という立場にある教師として、指導できる学習集団の限界も「28人以上32人未満」を選択する教職員が約22%と最も多かった。（図3参照）平成13年度より都道府県の裁量で学校や地域の実態に応じた学級編制ができるようになっているが、実施している都道府県から「児童生徒は少人数学級を喜んでいる」「児童生徒が発言する機会が増えた」「保護者が歓迎している」等の報告があり、少人数学級に対する評

価値は高いと言える。学ぶことの良さや意味を実感できる「質の高い教育」を提供するためにも、現行の学級編制基準を40人から30人を目標に引き下げる等、義務標準法を改正し、少人数学級の実現を目指すことが重要である。

ただし、小規模化によって生じる課題もいくつか考えられる。集団的な学習活動（保健体育や特別活動等）が効果的に仕組めるかどうか、社会性を育む上での問題点がないかどうか等は十分議論しなければならない。また、学級数増に伴い、教室や教材・教具を確保するための予算を充実しなければならない。このような課題に対応するために、学校や地域の実態に応じた学級編制ができるようにすることも必要である。

第5期全日教連モニター「学級編制・教職員定数に関する調査」より

（資料1）

1学級40人に対する教職員の意識

選択肢	%
1学級40人以上でもよい。	0.5
現在の基準は適正である。	1.9
1学級40人では多すぎる。1学級あたりの人数を減らすべきだ。	66.8
一律1学級40人とするのではなく、例えば学年に応じて1学級あたりの人数を変える等、弾力的な編制にすべきだ。	28.6
その他	2.1

（資料2）

理想と思う学級編制

選択肢	%
16人未満	0.9
16人以上20人未満	5.9
20人以上24人未満	22.7
24人以上28人未満	24.9
28人以上32人未満	30.0
32人以上36人未満	6.4
36人以上40人未満	3.3
40人以上	0.2
他の要因もあり人数では表せない	4.5
その他	1.2

(資料3)
指導可能な学習集団の大きさ

選択肢	%
16 人未満	1.2
16 人以上 20 未満	1.7
20 人以上 24 人未満	7.8
24 人以上 28 人未満	13.0
28 人以上 32 人未満	22.3
32 人以上 36 人未満	16.6
36 人以上 40 人未満	18.2
40 人以上	4.0
他の要因もあり人数では表せない	13.7
その他	1.5

2 計画的な教職員定数の改善を行う場合の具体的要望事項について

見解の骨子

- 義務標準法の教職員の算定基準を見直し、それに基づく教職員の定数改善計画を行うこと。

「第7次公立学校義務教育諸学校教職員定数改善計画」においては、少人数指導・習熟度別指導を行うための定数改善が行われた。その後の調査では、児童生徒の学力の向上や教師間の指導方法の改善等に良い影響を与えていることが報告されている。このような成果を踏まえれば、児童生徒に一人一人に確かな学力と豊かな心を育成するためにも、義務標準法の小中学校等の教職員定数の標準を改善し、次期教職員定数改善計画の策定することが重要となる。具体的な内容は以下の通りである。

(1) 副校長、教頭

開かれた学校・特色ある学校という理想に向かい、学校管理職員は自らのリーダーシップを発揮している反面、学校運営の重責を担っており、年々負担が増している。現在、義務標準法第七条では副校長、教頭は教職員標準定数の算定に含まれているが、学校管理職としての職務に専念するためにも、教職員定数の算定から除き、弾力的に複数配置できるようにする。

(2) 主幹教諭、指導教諭

主幹教諭や指導教諭は、これまでの指導の経験を生かして教員間の連絡調整や指導助言を行うため、学校を円滑に運営する上でも与える影響は大きい。また、主幹教諭・指導教諭を配置することで、優れた教員の能力を発揮する場が増え、教員のキャリア形成にもつながる。今後はそのような役割を担う主幹教諭や指導教諭といった新しい職を 1校1名以上配置し、学校の組織体制を改善することが重要である。

(3) 養護教諭

養護教諭の複数配置基準は、児童の数が851人以上の小学校と生徒の数が801人以上の中学校となっており、少数の大規模校にしか配置されない。養護教諭の業務内容は、インフルエンザ対応等の児童生徒の健康管理、保健室登校への対応、保護者や医療機関への対応等、多岐に亘ることからも、複数配置基準を引き下げることが必要である。

(4) 学校事務職員

教員が子供たちと向き合う時間を確保するため、事務の合理化・効率化等、校務運営体制の見直しが図られている中、学校事務職員の果たすべき役割は益々大きくなっている。学校事務の高い専門性と責任が求められていることから、大規模校や事務の共同実施組織等への事務長配置を促進することが重要である。

(5) 栄養教諭・学校栄養職員

児童生徒が健全な食生活を身に付けることは、健康で豊かな人間性や学力を育てていく土壌となる。このような状況を踏まえ、食育を推進するリーダーとして栄養教諭・学校栄養職員の果たすべき役割は大きい。栄養教諭が授業等を行う上で過重負担とならないためにも、複数配置基準を食数ではなく学級数で定める等の配慮が必要である。

以上、義務標準法の教職員の算定基準を見直した上で、教職員の定数改善を行っていただきたい。今後は、国としての確かな教育ビジョンのもと、これまでの定数改善に関する成果と課題を踏まえた上で、計画的な配置がなされることを期待する。